

2020年度法学研究科博士前期課程（第2次）入学試験問題

科目：知的財産法

以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。

1. 人間を治療する医薬品の発明と同様に、人間を治療する方法の発明も、特許を受けることができる。
2. 特許出願された発明は、その発明が行われた時点で同一の発明が公開されていなければ、新規性要件を満たす。
3. 特許出願人は、特許出願の願書に添付した特許請求の範囲を拡張することができる場合がある。
4. 特許権者によって販売された特許発明の実施品を購入した者は、その実施品を自由に改造することができる。
5. 建築の著作物として保護を受けるためには、建築物が現に存在しなければならない。
6. 編集物は、その素材の選択によって創作性を有するものでなければ、著作物として保護されない。
7. 裁判所が下す判決は、裁判官によって創作されたものであるから、著作権の保護を受ける。
8. 著作者が死亡した後は、著作者が生存していた間はその著作者人格権の侵害に当たることになっていた行為であっても、自由に行うことができる。
9. 他人の登録意匠と同一ではない意匠を実施しても、その他人の意匠権の侵害となる場合がある。
10. 商標登録出願を分割することも、商標権を分割することも可能である。

以上